特定非営利活動法人　静岡フリースクールセンター　定款

第１章　総則
（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人　静岡フリースクールセンター　という。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を静岡市葵区に置く。

第２章　目的及び事業
（目的）
第３条　この法人は、主に静岡県在住の児童生徒とその保護者に対して、フリースクールの運営事業を行い、全ての子どもに学びの機会をもたらすことを目的とする。
（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1)　子どもの健全育成を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（事業）
第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　特定非営利活動に係る事業
①　フリースクール運営事業

第３章　会員
（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　入会金及び会費の設定はない。
(会員資格の喪失)
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　除名されたとき。
（退会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員
（種別及び定数）
第12条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上
(2)　監事　１人
２　理事のうち、１人を理事長、２人を副理事長とする。
（選任等）
第13条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
（職務）
第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合

には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
（任期等）
第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（職員）
第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会
（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。
（権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項
（開催）
第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第24条　総会は、第23条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第23条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
（表決権等）
第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第２項、第29条第１項第２号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会
（構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。
（権能）
第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（議決）
第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第35条第２項及び第37条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第７章　資産及び会計
（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益
（資産の管理）
第39条　この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。
（会計の原則）
第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（事業計画及び予算）
第41条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第42条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（予算の追加及び更正）
第43条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第44条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事

の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第45条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
（臨機の措置）
第46条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併
（定款の変更）
第47条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
（解散）
第48条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続き開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第49条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、静岡市に譲渡するものとする。
（合併）
第50条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法
（公告の方法）
第51条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
　ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のHPに掲載して行う。

第10章　雑則
（細則）
第52条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　　原大介
副理事長　佐藤慶吾
副理事長　小森史靖
監事　　金澤朱美

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月30日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
５　この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)　正会員入会金　　0円　正会員会費　　0円
(2)　賛助会員入会金　0円　賛助会員会費　　0円

（法第10条第1項第2号イ関係）

役　員　名　簿

特定非営利活動法人静岡フリースクールセンター

役職名	氏　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事長	原大介		無
副理事長	佐藤慶吾		無
副理事長	小森史靖		無
理事	ー		ー
監事	金澤朱美		無

（備考）

1　「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。

2　「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

3　「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

4　役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、３分の１以下でなければならない（法第２条第２項第１号ロ）。

（法第10条第1項第5号関係）

設 立 趣 旨 書

1　趣　旨

令和5年3月不登校支援の具体的な行動指針として「COCOLO プラン」が制定されました。「不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする」という大きな指針が示されています。しかし、「COCOLO プラン」の発布後令和７年現在も不登校児童生徒数は増加し続けています。
私たちは、自団体の学習支援活動の他に、学校内のサポートルームでボランティアを令和２年から続けています。学校関係者のみで効果的な不登校支援を行うには限界があるという場面をたくさんみてきました。不登校支援には民間の居場所事業者やフリースクールと行政との連携が不可欠だと考えられます。したがって、フリースクールの運営事業等で学びの機会を創出し、行政と協働しながら不登校支援を行うべく、団体設立の流れとなりました。
過度に学校教育を否定するスタンスを取らず、逆に学校教育の下請け団体のような立場でもなく、きちんと議論し、きちんと実のある協働を進めていくことで、不登校支援が必要な全ての子どもと保護者の利益に寄与すると考えています。

2　申請に至るまでの経過

令和１年４月　任意団体ひかり市民センター事務局設立。(子育て支援全般)
令和２年５月「ひかり市民センター塾」を開設。(家庭の応援と放課後の子ども体験活動)
令和２年11月　地域の小学校サポートルームで、見守りと学習補助のボランティア活動を開始。(継続)
令和３年４月　上記事業を静岡市令和3年度協働パイロット事業として実施。(主催；あそびのひろば事務局)
令和４年４月　不登校のこどもたちの居場所として「アトリエあす」を開設。
令和５年４月　学習支援事業「慶娯塾」を開設。
令和６年４月　フリースクール事業「まなびスペース」を開始。
令和６年４月　静岡県教育委員会連携協議会加盟、フリースクール等支援事業費補助金交付。
令和７年９月　特定非営利活動法人化のための勉強会及び意見交換を市内の多数の団体と開催。
令和７年９月　静岡市教育委員会学校教育課学びの多様化推進室訪問。静岡市に民間の不登校支援事業ネットワーク団体があっても良いね、という会話がなされる。
令和７年11月　静岡市長訪問。「社会の大きな力がつながる」政策『バラバラに存在する「社会の需要(支援)」と「社会の供給(支援可能者)」それに「利用可能施設」をネットワーク化し、「大きな社会の力」とする』不登校支援における具体的提案、と題した意見書を提出。
令和７年12月　設立総会開催

令和８年１月８日

特定非営利活動法人　静岡フリースクールセンター
設立代表者　氏名　原大介

（法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」）

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和８年３月３１日まで

特定非営利活動法人静岡フリースクールセンター

1　事業実施の方針

・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
①フリースクール運営事業	1　フリースクール事業「けいご塾」の運営。 2　フリースクール事業「アトリエあす」の運営。 3　フリースクール事業「まなびスペース」の運営。 4　校区小学校サポートルームへの出向。	(A) いずれも週１日の開催。 (B) １、２、３については、ひかり市民センター。４については、静岡市立千代田小学校サポートルーム (C) １、２、３についてはそれぞれ2名。４については1名。	(D) １、２、３、については、静岡県内の小中学生。４については、静岡市立千代田小学校サポートルームに通う児童 (E)いずれも３～５名。	４０

（備考）

1　設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

2　２は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

3　２(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

（法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」）

令和８年度の事業計画書

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人静岡フリースクールセンター

1　事業実施の方針

・令和８年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
①フリースクール運営事業	1　フリースクール事業「けいご塾」の運営。 2　フリースクール事業「アトリエあす」の運営。 3　フリースクール事業「まなびスペース」の運営。 4　校区小学校サポートルームへの出向。	(A) いずれも週１日の開催。 (B)　１、２、３については、ひかり市民センター。４については、静岡市立千代田小学校サポートルーム (C)　１、２、３についてはそれぞれ2名。４については1名。	(D) １、２、３、については、静岡県内の小中学生。４については、静岡市立千代田小学校サポートルームに通う児童 (E)いずれも３～５名。	１６００

（備考）

1　設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

2　２は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

3　２(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

（法第10条第１項第８号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度　活動予算書

法人成立の日から令和８年３月３１日まで

特定非営利活動法人静岡フリースクールセンター

（単位：円）

科目				金額		
I	経常収益					
	１．受取会費					
		正会員受取会費		0		
		賛助会員受取会費		0		
		･････････････			0	
	２．受取寄附金					
		受取寄附金		27700		
		施設等受入評価益		0		
		･････････････			27700	
	３．受取助成金等					
		受取民間助成金		12500		
		･････････････			12500	
	４．事業収益					
		事業収益		0	0	
	５．その他収益					
		雑収益		0		
					0	
	経常収益計					40200
II	経常費用					
	１．事業費					
		（１）	人件費	25200		
			人件費計	25200		
		（２）	その他経費			
			施設使用料	6000		
			光熱水費	3000		
			教材費	3000		
			消耗品費	3000		
			その他経費計	15000		
		事業費計			40200	
	２．管理費					
		（１）	人件費	0		
			人件費計	0		
		（２）	その他経費	0		
			その他経費計	0		
		管理費計			0	
	経常費用計					40200
		当期経常増減額				0
III	経常外収益					
	経常外収益計					0
IV	経常外費用					
	１．過年度損益修正損				0	
	経常外費用計					0
		当期正味財産増減額				0
		設立時正味財産額		0	0	0
		次期繰越正味財産額				0

（法第10条第１項第８号「翌事業年度の活動予算書」）

令和８年度　活動予算書

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人静岡フリースクールセンター

（単位：円）

科目				金額		
I	経常収益					
	１．受取会費					
		正会員受取会費		0		
		賛助会員受取会費		0		
		･････････････			0	
	２．受取寄附金					
		受取寄附金		1108000		
		施設等受入評価益		0		
		･････････････			1108000	
	３．受取助成金等					
		受取民間助成金		500000		
		･････････････			500000	
	４．事業収益					
		事業収益		0	0	
	５．その他収益					
		雑収益		0		
					0	
	経常収益計					1608000
II	経常費用					
	１．事業費					
		（１）	人件費	1008000		
			人件費計	1008000		
		（２）	その他経費			
			施設使用料	240000		
			光熱水費	120000		
			教材費	120000		
			消耗品費	120000		
			その他経費計	600000		
		事業費計			1608000	
	２．管理費					
		（１）	人件費	0		
			人件費計	0		
		（２）	その他経費	0		
			その他経費計	0		
		管理費計			0	
	経常費用計					1608000
		当期経常増減額				0
III	経常外収益					
	経常外収益計					0
IV	経常外費用					
	１．過年度損益修正損				0	
	経常外費用計					0
		当期正味財産増減額				0
		前期繰越正味財産額				0
		次期繰越正味財産額				0